

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	みりん製造・販売業の新規参入の容認	都道府県	山形県	
		提案事項管理番号	0008010	
提案主体名	金山町 立山酒造(株)			

制度の所管・関係府省庁	財務省
--------------------	-----

求める措置の具体的内容	現行法で規制されているみりん製造・販売業者の新規参入について、雇用創出や地域振興に資する等の一定要件を満たした場合は可能とする。その際、特区内みりんの税率をリキュール並みに上げても構わないと考えている。
具体的事業の実施内容・提案理由	地元原料 100%の上質みりんを製造・販売するための新規参入を認めること。(「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第11号関係」の製造販売要件に「地場原材料を 100%使用し、かつ、新規雇用者が創出されるなど地域経済や地域産業の活性化に資すると認められる場合」を加えること。) 提案の理由: 雇用創出、酒米・餅米の安定供給、特産品開発など、地域経済・産業への効果は大きい。さらに、自社製造のみりん甘味料で梅酒を製造し、食の安全嗜好を的確に捉えた販売促進することは、ひいては酒税の安定確保に資すると思われる。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	不開港にある保税工場の造船所に修繕のために入港する船舶については、入出港等の手続き等を開港と同等の扱いとし、負担軽減を図る。	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	0026010
提案主体名	ツネイシホールディングス(株)		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>不開港にある造船所に修繕のために入出港する船舶についての入出港手続き、転錨、不開港手数料の納付等については、開港に比べ著しく不利な扱いとなっている。例えば、千年港(不開港)にある常石造船に修繕のために入港する船舶の入出港手続き等は、隣接する尾道糸崎港(開港)の造船所に比べ著しく不利な扱いとなっており、コスト面の競争力を低下させ、ひいては国際競争力の低下につながっている。修繕のために不開港に入出港する船舶については、開港に準じた手続きを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>① 外国貿易船が外国から直接不開港に入港するためには、検疫指定港(税関手続きが可能な開港)で検疫手続き並びに関税法に基づく不開港出入許可を事前に受けなければならない。これを無線検疫の場合であって、法令遵守体制の確立した保税工場の造船所に入港する船舶に対しては、これら手続きを不開港入港後に行えることとする。</p> <p>② 不開港における船舶の移動・転錨は、複数の不開港への入港とされ、それぞれの投錨場所について入港手続きと手数料の納付義務を負うのに対し、開港域については転錨は単なる港内移動として入港手続きもトン税納付義務もない。不開港の造船所に修繕のために入港する船舶については、開港と同様、沖合投錨並びに作業員等の乗下船は入渠修繕のための一連の行為とみなして、入港手続き(手数料納付)を必要としない扱いとする。</p> <p>③ 外国貿易船への入港税であるトン税、不開港手数料が、「修繕のみの目的で入港する船舶」についても課税され、さらに、開港ではトン税の納税義務が発生しない場合であっても不開港では「不開港出入手数料」が徴収され、また建造された新造船についても同様で、不開港の造船所が著しく不利な扱いとなっている。「修繕のみの目的で入港する船舶」については入港税の対象から除外し、さらに不開港の造船所に対する不利な取り扱いを撤廃する。</p> <p>以上により、開港の造船所に比べ不利な不開港の造船所の負担を軽減し、国際競争力の強化策を講じるものである</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	温暖化対策税制への、	都道府県	兵庫県
	還付配分制度の導入のご提案要望	提案事項管理番号	0031010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	財務省 環境省
--------------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>ご検討中の温暖化対策税について、家庭部門での Co2 排出量削減取り組みがより一層的に行われるよう、次の内容の導入について、ご検討をお願いします。</p> <p>①「グッド減税/バッド課税」の概念に加え、水道・電気・ガス等の使用量と Co2 排出係数との算定による Co2 排出削減量が一定水準を越えた各世帯に対しての、還付配分(又は税控除)の概念を新税制に導入させる。</p> <p>②課金及び還付配分は、各世帯を構成する納税者たる人員で按分する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>事業実施内容:</p> <p>毎月(または年間)の水道・ガス・電気等の使用量(または削減割合)に基づいて、各業者を經由して課金・還付配分を執行 還付配分総額が税財源の一定割合を超える試算となる場合は、還付配分額を一定割合に相応する資金内で按分 実際に執行を行う過程で還付配分制度の見直しを行う。</p> <p>期待する経済的社会的定量性:</p> <p>①2008年家庭部門 Co2 排出量 232 百万 t-co2 の 13 百万 t に基づく、削減量を還付配分による追加効果として期待する (試算案(1)に基づく。試算案(2)では、少なくとも 31400t の Co2 削減量を追加効果として期待)。</p> <p>提案理由:</p> <p>① 資源節約の生活パターン取得と定着(IPCC)を一層促したい</p> <p>② 個人・各世帯での主体的な取組が容易</p> <p>③ ガス・水道・電気は従来定量管理されており、課金と還付配分の執行が容易</p> <p>④ 温暖化対策税の導入について、ポジティブ作用を持たせるべく、還付配分の概念を取り入れたい。</p> <p>⑤ 2050年までに Co2 排出量を 2000年比 50~80%削減する必要があるため、その推進として</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	低炭素社会推進「最寄国機関への所轄区域見直し」	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	0032010	
提案主体名	吉富町			

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>国機関の管轄区域について、一定要件を満たしている場合には、所轄区域を見直し、最寄の国機関の利用を可能とする。 (吉富町では、隣県大分県中津市に所在する法務局支局、簡易・家庭裁判所、税務署)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国機関について、現在定められている所轄機関より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。</p> <p>具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも最寄とはなっていない。最寄の機関を所轄機関とすることで、国民が国のサービスを効率良く享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。</p> <p>提案理由</p> <p>福岡県吉富町は大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関までは約28kmの距離がある。一方、隣県大分県中津市に所在する国機関(大分県北部地域管轄)へは2.5km以内と近接している。管轄外でも可能な手続きは現在、法務局支局でオンライン化により発行可能な不動産の謄抄本証明書の交付や簡易・家庭裁判所での調停(相手方の了承の得られたもの)に限られ、その他、法務局支局での不動産登記、税務署での国税申告、簡易・家庭裁判所での訴訟、家庭裁判所での戸籍の氏の変更許可などは相談に留まり、手続きは行橋市に所在する管轄機関に行かなければならない。</p> <p>所轄区域の見直しにより、身近な国機関で効果的・効率的なサービスが享受された場合、距離は最大1/11に、時間は最大1/8未満になり交通の省エネルギー化、低炭素化が推進される。また自転車や徒歩での利用も可能となり、高齢者をはじめとする交通弱者への配慮となるとともに、国機関が身近なものとなり、生活利便が向上する。</p> <p>代替措置</p> <p>所轄の見直しについては、市町村単位で距離や同一生活圈などの一定要件を満たす場合とする。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	都道府県	茨城県	
	和	提案事項管理番号	0035032	
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>・国策研究を目的として寄付が行われた場合</p> <p>・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合</p> <p>の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としうる寄付行為を可能とする。 (反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 寄附金の全額損金算入(法人税)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>※提案理由</p> <p>研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>寄付を行った側:</p> <p>1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ)</p> <p>2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>寄付を受けた側:</p> <p>研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。)</p> <p>寄付行為に対して:</p> <p>景品表示法を適用しない。</p> <p>寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	成長戦略拠点特区制度の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0041010
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容
従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ① 租税措置特区の創設

具体的事業の実施内容・提案理由
従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	成長戦略拠点特区制度の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0041011
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	財務省 国土交通省 内閣府
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 金融支援特区の創設</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。</p> <p>①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」</p> <p>②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」</p> <p>③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」</p> <p>(提案理由)</p> <p>成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。</p>
-----------------	---

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	
要望事項 (事項名)	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減	都道府県	大阪府	
	措置の創設、国研究資金等の優先投入	提案事項管理番号	0043011	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
-------------	------------------------------

求める措置の具体的内容
彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除
具体的事業の実施内容・提案理由
①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	
要望事項 (事項名)	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資 促進税制の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043020	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省
	厚生労働省
	経済産業省

求める措置の具体的内容	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオベンチャー等への投資促進税制の創設
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている)。</p> <p>一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いと、研究開発費用の調達が困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない)</p> <p>②問題点</p> <p>製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制:試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。</p> <p>③解決策</p> <p>製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の際適用される研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	
要望事項 (事項名)	急速充電設備の特別償却制度等の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0043040
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
-------------	-------------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税 2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>現在のEVの走行距離は、市販車で 80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。</p> <p>②問題点</p> <p>急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。</p> <p>③解決策</p> <p>民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は 2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	
要望事項 (事項名)	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043081	
提案主体名	大阪府 大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容
グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除
具体的事業の実施内容・提案理由
①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	関空の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	
要望事項 (事項名)	航空機燃料税の減免	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043100	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている国内線の航空機の給油に課せられる航空機燃料税について、一定の要件を満たしている場合には、減免する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市、便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年2月時点で7都市・37便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内際乗継機能が低下している。</p> <p>②問題点 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(26,000円/kl)が課せられており、航空会社にとって大きな負担となっている。</p> <p>なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料譲与税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられている。</p> <p>③解決策 関西国際空港で国内線を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線就航を促進するために、航空機が関西国際空港で燃料を積み込む場合に限り、航空機燃料税の優遇措置を行うことにより、航空会社の運航コストを軽減する。具体的には、航空機燃料税のうち、空港整備特別会計に繰り入れられる部分(13分の11)を免除する。なお、空港周辺整備に充当されている部分(13分の2)については、引き続き空港周辺整備が推進されるよう免除しないものとする。</p> <p>④効果 これにより、関西国際空港の周辺整備を後退させることなく、国内航空会社の運航コストの軽減を可能にすることで、同空港の国内線就航を促進につなげ、関西国際空港の内際乗継機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化
要望事項 (事項名)	内航フィーダーの強化	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043140
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	財務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航海運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進展している。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。</p> <p>現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1～2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、瀬戸内海諸港から海外トランシップされている貨物を取り戻し、欧米との基幹航路を維持・確保することが重要である。</p> <p>②問題点</p> <p>海外トランシップ化が進展する一因として、外航フィーダー船との価格競争が挙げられる。船舶燃料のC重油は、外航フィーダー船は免税油を使用しているが、国内の内航フィーダー船には石油石炭税が課税されている。また、内航船のみ新たな船舶の建造に、納付金が必要であり、これらによって内航フィーダーのコスト面での競争条件が劣っている。</p> <p>③解決策</p> <p>内航フィーダー船の使用する燃料油に対し、石油石炭税を免除する特例措置を講じる。更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。</p> <p>④効果</p> <p>外航フィーダー船とのコストの均一化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043160	
提案主体名	大阪府・関西国際空港(株)			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度(原材料率と製品税率との有利な選択関税)の創設
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。</p> <p>②問題点</p> <p>近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。</p> <p>③解決策</p> <p>関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度(原材料率と製品税率との有利な選択関税)の創設 <p>など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。</p> <p>④効果</p> <p>国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043170	
提案主体名	大阪府・関西国際空港(株)			

制度の所管・関係府省庁	総務省
	財務省
	国土交通省

求める措置の具体的内容
<p>物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 法人税等の実効税率の引下げ</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。</p> <p>②問題点</p> <p>近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。</p> <p>③解決策</p> <p>関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 <p>など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。</p> <p>④効果</p> <p>国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043180	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>保税管理要件の緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。</p> <p>②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。</p> <p>③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対する 保税管理要件の緩和 ・地域の実情に応じた保税管理の緩和(外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃)。 ・貨物亡失時等における被許可法人の納税義務(責任)の免除。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。</p> <p>④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	グリーン・イノベーション	
要望事項 (事項名)	都市住民の参加による都市農地(生産緑地)の利用	都道府県	大阪府	
	促進	提案事項管理番号	0043210	
提案主体名	大阪府			
	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	財務省 国土交通省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状(現行制度等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農空間は、食料生産だけでなく、良好な都市環境の創造、防災、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を有しており、都市の貴重な財産であるが、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化するなど、農空間を取り巻く状況は厳しさを増している。 ・こうした中、府内の市街化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用したいという都市住民のニーズが高まっている。 ・一方、高齢化や担い手不足等により貸し付けを希望する農業者もいるにもかかわらず、貸借が進まない。 ・このことから、都市住民への市民農園利用を促進することで、農空間の多様な公益的機能を維持・発揮させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 <p>②問題点(阻害要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地を貸し付けた場合、相続税納税猶予制度が適用されない。(適用されている場合、遡及して納税が必要)※約3割の生産緑地が、既に相続税納税猶予制度の適用を受けている。 <p>③解決策(実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大 <p>④効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近に農に親しみたいという多くの都市住民のニーズに応えるとともに、市街化区域の貴重な緑地空間でもある農空間の保全・確保が図られる。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	
要望事項 (事項名)	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043241	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省 環境省
-------------	----------------------------

求める措置の具体的内容
中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)
具体的事業の実施内容・提案理由
①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	
要望事項 (事項名)	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043242	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省 環境省
-------------	------------

求める措置の具体的内容
<p>中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。</p> <p>オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①②現状・問題点</p> <p>中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。</p> <p>しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。</p> <p>また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。</p> <p>さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。</p> <p>③解決策</p> <p>中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。</p> <p>また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。</p> <p>④効果</p> <p>低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	
要望事項 (事項名)	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043250	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省 環境省
--------------------	----------------------------

求める措置の具体的内容	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①②現状・問題点</p> 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。
	<p>③解決策</p> 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税優遇措置【低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネ・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】
	<p>④効果</p> こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	公的資産・公共空間の活用	
要望事項 (事項名)	万博記念公園を有効活用できる権限の府への付与	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043270	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	万博記念公園を地域のにぎわいづくり・活性化のために有効活用できる権限を府に付与
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 万博記念公園は、エキスポランドの閉園等の影響で近年にぎわいが失われており、地域主権・地域経営の観点から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性化を進めることが喫緊の課題。</p> <p>②問題点 万博記念公園は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が同機構法に基づき、「緑に包まれた文化公園」として一体的に管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。</p> <p>③解決策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府が府営公園として管理する。その際、引き続き良質な公園として維持管理できるよう、機構の土地を含む資産を府に承継させるか、または国出資分は府に無償で貸し付けることを廃止法に規定する。また、機構が存続する場合には、万博公園の南側ゾーンを府が主体的に有効活用できるよう、機構が所有する土地の一部を包括的に管理・利用できる権限(例:包括的管理権、借地権、管理運営委託、土地信託等)を府に与える。</p> <p>④効果 万博公園を府が有効活用し、民間投資による大規模集客施設等の立地を進めることにより、地域のにぎわいづくり・活性化を早期に実現できる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	公的資産・公共空間の活用	
要望事項 (事項名)	道路予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的 的外への転用制限の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043290	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省
	国土交通省

求める措置の具体的内容	自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な転用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」の運用を一部緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」により、本来目的以外への転用に関しては、各地方整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的転用(貸付収入を維持管理費に充当するなど)に対する規定がない。</p> <p>②問題点 暫定的転用については、局長通達に基づき、恒久的転用と同一の手続きが必要で、収益の半額返納のほか、独自の上乗せ条件を課せられるものもあり、積極的かつ機動的な活用を阻害している。</p> <p>③解決策 暫定的転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事実関係の把握に留めるよう、局長通達に大幅な制限緩和規定を設ける。</p> <p>④効果 自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促し、賑わいづくりや、収入を道路整備、維持管理等の財源(目的内)として活用できる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際コンベンション都市の創出	
要望事項 (事項名)	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金 支援制度の創設	都道府県	大阪府	
提案主体名		提案事項管理番号	0043301	

制度の所管・関係府省庁	財務省 経済産業省 国土交通省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容
<p>コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 出展費用の税額控除(法人税)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。</p> <p>②問題点</p> <p>わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。</p> <p>③対応策</p> <p>コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。</p> <p>④効果</p> <p>地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際コンベンション都市の創出	
要望事項 (事項名)	国際見本市等へ持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043330	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>国際見本市等に持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和など、保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、運用要件等を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 海外からのサンプル持込には、1.保税展示場の場合は関税法 62 条の 3(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続き)、2.展示会場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、関税定率法第 17 条の 9(1 年以内に再輸出の条件付き輸入という手法)がある。また、3.出展する外国業者が ATA カルネを取得していれば、展示会等への出展物を関税納付や保証差し入れなしで、保税の状態で一時的に日本国内に持ち込むことができる。</p> <p>②問題点 現状では保税展示場の数は限定されており、関税納付や保証差し入れ等の手続きを伴う再輸出の条件付輸入や一定の担保が必要な ATA カルネなどを利用せざるを得ない。</p> <p>③対応策 保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすくするため、運用要件などを緩和する。1.保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止、2.保税展示場運営者の記帳義務の緩和、3.保税展示場許可要件の緩和、許可手数料の廃止</p> <p>④効果 保税展示場の整備を進めることで、国際的なコンベンション、見本市の出展者の利便性が向上し、開催数の増加などが期待できる。</p>

07 財務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	公共インフラの円滑な整備・更新
要望事項 (事項名)	日本版レベニュー債制度の創設	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043370
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。</p> <p>・資金供給の円滑化の為、市場規律(格付けなどの事業性の評価・確保など)の導入とともに負担(利回り、BIS 規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。</p> <p>②問題点</p> <p>現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。</p> <p>③解決策</p> <p>公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図られたい。</p> <p>④効果</p> <p>財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。</p>